

## 平成31年度国民健康保険税等について

- 1 仮係数による平成31年度推計について
  - (1) 平成31年度医療費と所得の関係（仮係数）…………… 資料 2-1
  - (2) 仮係数による平成31年度納付金及び標準保険料率の試算結果… 資料 2-2
  - (3) 現行保険税率と仮係数による標準保険料率との比較 …… 資料 2-3
  - (4) モデル世帯における  
現行保険税率と仮係数による標準保険料率との比較 …… 資料 2-4  
<参考>所得階層別分布表（仮係数による標準保険料に基づく）
- 2 国民健康保険財政調整基金について …… 資料 2-5
- 3 今後の国民健康保険税について …… 資料 2-5

平成31年度医療費と所得の関係（仮係数）

◎1人当たり医療費

H27～29年度市町村実績の一人当たり医療費の平均

◎医療費指数（年齢調整後）

市町村の実績の1人当たり医療費

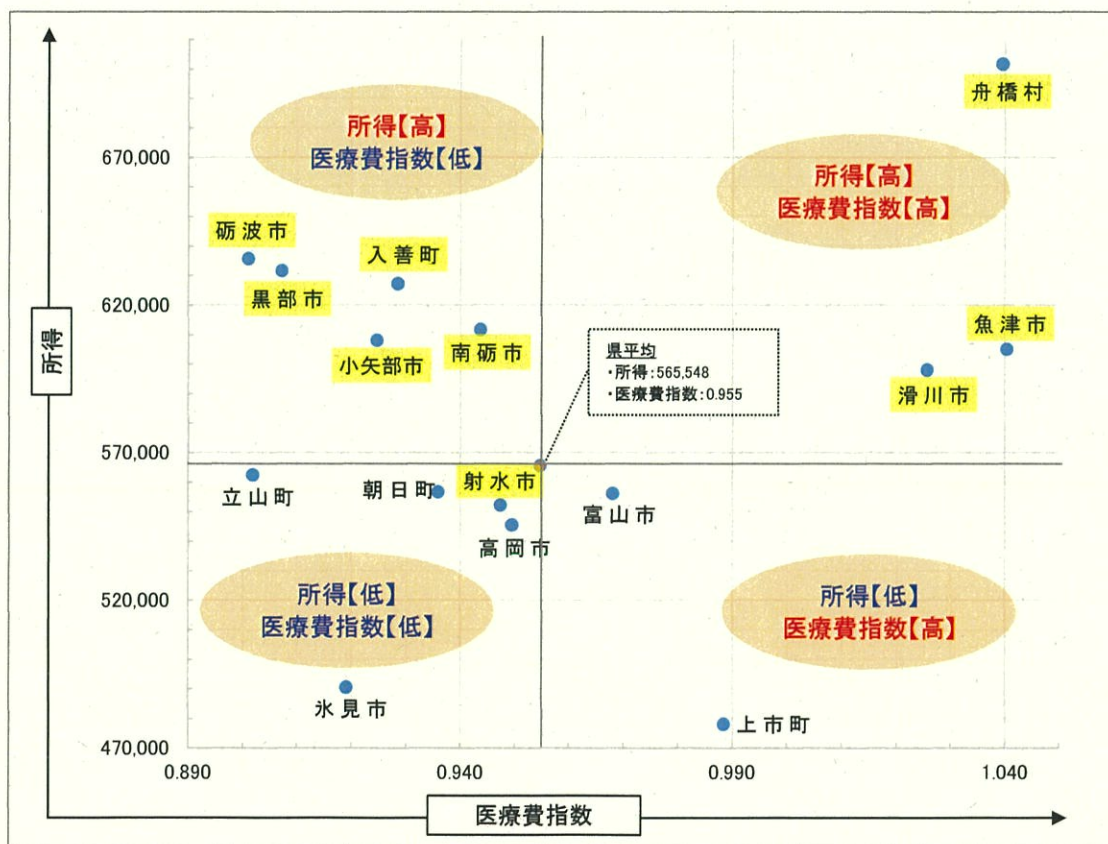
／市町村の各年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均であった場合の1人当たり医療費

H27～29年度  
の3年平均

◎1人当たり所得（H31年度推計値を使用）

各市町村の所得総額（都道府県統一賦課限度額控除後）（医療分）／被保険者数

保険者名	1人当たり医療費	（順位）	医療費指数	（順位）	1人当たり所得	（順位）
01 富山市	312,883	8	0.968	5	556,242	11
02 高岡市	311,506	11	0.949	6	545,625	13
04 魚津市	343,471	1	1.040	1	604,978	7
05 氷見市	311,986	10	0.919	12	490,634	14
06 滑川市	338,698	2	1.026	3	598,198	8
07 黒部市	312,571	9	0.907	13	631,564	3
08 砺波市	295,403	15	0.901	15	635,826	2
09 小矢部市	309,098	13	0.925	11	608,040	6
12 舟橋村	326,150	5	1.040	2	701,725	1
13 上市町	336,887	3	0.988	4	478,145	15
14 立山町	302,872	14	0.902	14	562,574	9
16 入善町	322,483	6	0.928	10	627,311	4
17 朝日町	327,880	4	0.936	9	556,822	10
36 南砺市	315,448	7	0.944	8	611,656	5
37 射水市	309,685	12	0.947	7	552,179	12
平均	314,180		0.955		565,548	
最大	343,471（魚津市）		1.040（魚津市）		701,725（舟橋村）	
最少	295,403（砺波市）		0.901（砺波市）		478,145（上市町）	
最大と最少の差	1.16 倍		1.15 倍		1.47 倍	



※黄色網掛け市町村が激変緩和対象

## 仮係数による平成 31 年度納付金及び標準保険料率の試算結果

### 1 納付金

納付金の算定にあたっては、納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、被保険者の保険税負担が急激に増加することのないよう激変緩和措置が講じられている。(平成 35 年度まで継続して実施される。)

激変緩和措置の対象となるかどうかの判断には「一人当たり納付金額」が用いられ、平成 28 年度決算情報に基づいて計算した金額と平成 31 年度の試算額を比較して判断することとなっている。

#### ○一人当たり納付金

射水市は激変緩和前の伸び率が一定割合を超えているため、激変緩和措置により 8.5% 増から 8.0% 増に伸びが抑えられたが、平成 29 年度前期高齢者交付金精算金の影響により、結果として 13.1% の伸びとなった。

※平成 31 年度は、3 か年分の自然増 8.2% を一定割合として設定し、激変緩和措置を実施

※激変緩和措置後、市町村ごとに平成 29 年度前期高齢者交付金精算金を加減算し、納付金を算出

	H28 年度 円	H31 年度 (激変緩和前) 円	H28→H31 3 か年伸率 (%)		H31 年度 (激変緩和後) 円	H28→H31 3 か年伸率 (%)		H31 年度 (精算金込) 円	H28→H31 3 か年伸率 (%)
射水市	112,349	121,923	108.5	激 変 緩 和 措 置	121,389	108.0	+ 前 期 高 齢 者 交 付 金 精 算 金	127,048	113.1
県	117,566	124,789	106.1		124,609	106.0		129,496	110.1
					H31 年度 (激変緩和後) 千円			H31 年度 (精算金込) 千円	
射水市	2,117,041	2,122,440			2,113,136		+98,524 千円	2,211,660	

#### ○射水市納付金

	H28 年度 千円	H31 年度 (激変緩和前) 千円
射水市	2,117,041	2,122,440

### 2 標準保険料率

標準保険料率は、納付金のほか、保健事業等の各市町村の取組みに係る経費も加算し計算されている。射水市は医療費水準が低いため、本来であれば保険料水準も低くなるが、他市町村に比べ積極的に取り組んでいる保健事業等に係る経費等の影響により、高い水準の保険料率となった。

射水市の現行保険料率は標準保険料率に比べ、低い状況となっている。

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			
	医療費 指数	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
県 標準保険料率	0.955	6.52	37,583	—	2.58	14,731	—	2.40	17,767	—
射水市標準保険料率 ①	0.947	6.94	28,002	19,538	2.61	10,512	7,335	2.35	12,181	5,633
射水市現行保険料率 ②		6.8	24,000	24,000	1.9	5,000	5,000	1.2	5,300	6,000
比較 ②-①		△0.14	△4,002	4,462	△0.71	△5,512	△2,335	△1.15	△6,881	367

※平成 29 年度前期高齢者交付金の影響は除外して計算されている。

### 3 今後の納付金算定スケジュール

平成 31 年 1 月 確定係数により納付金等の確定

## 現行保険税率と仮係数による標準保険料率との比較

## 1 医療分

		平成30年度	標準保険料率		
			増減	伸率(%)	
税率等	所得割額 %	6.80	6.94	0.14	102.1
	均等割額 円	24,000	28,002	4,002	116.7
	平等割額 円	24,000	19,538	△ 4,462	81.4
	課税限度額 円	580,000	580,000		
一人当たり保険税額 円		66,040	67,728	1,688	102.6
保険税総額 円		1,141,115,731	1,170,276,363	29,160,632	102.6

## 2 後期高齢者支援金分

		平成30年度	標準保険料率		
			増減	伸率(%)	
税率等	所得割額 %	1.90	2.61	0.71	137.4
	均等割額 円	5,000	10,512	5,512	210.2
	平等割額 円	5,000	7,335	2,335	146.7
	課税限度額 円	190,000	190,000		
一人当たり保険税額 円		16,615	25,220	8,605	151.8
保険税総額 円		287,107,443	435,790,750	148,683,307	151.8

## 3 介護納付金分

		平成30年度	標準保険料率		
			増減	伸率(%)	
税率等	所得割額 %	1.20	2.35	1.15	195.8
	均等割額 円	5,300	12,181	6,881	229.8
	平等割額 円	6,000	5,633	△ 367	93.9
	課税限度額 円	160,000	160,000		
一人当たり保険税額 円		17,171	29,668	12,497	172.8
保険税総額 円		78,867,116	136,268,909	57,401,793	172.8

## 4 全体分

		平成30年度	標準保険料率		
			増減	伸率(%)	
一人当たり保険税額 円		99,826	122,616	22,790	122.8
保険税総額 円		1,507,090,290	1,742,336,022	235,245,732	115.6

※ 現行の保険税率と、県が示す標準保険料率では、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに乖離がある。

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに不足しており、全体分で見ると一人当たり保険税額で約23,000円の不足となっている。

(医療分、後期高齢者支援金分のみの場合は、約10,000円の不足)

モデル世帯における  
現行保険税率と仮係数による標準保険料率との比較

加入者	所得	収入(例)	現行	標準保険料率で試算	増減
1人世帯 (65歳以上) ※介護納付金分なし	80万円	年金収入 200万円	87,200円 ※2割軽減	97,100円 ※2割軽減	9,900円 (+11.4%)
夫婦2人世帯 (65歳以上) ※介護納付金分なし	80万円	年金収入 200万円	84,300円 ※5割軽減	96,700円 ※5割軽減	12,400円 (+14.7%)
1人世帯 (65歳未満)	150万円	年金収入250万円 給与収入240万円	185,000円	222,300円	37,300円 (+20.2%)
夫婦2人世帯 (65歳未満)	150万円	年金収入250万円 給与収入240万円	219,300円	272,900円	53,600円 (+24.4%)
40歳夫婦と子ども2人 (加入者4人世帯)	250万円	事業所得250万円 給与収入380万円	376,300円	469,000円	92,700円 (+24.6%)
40歳夫婦と子ども2人 (加入者4人世帯)	400万円	事業所得400万円 給与収入567.5万円	524,800円	647,500円	122,700円 (+23.4%)

(資料2-4)所得階層別分布表(仮係数による標準保険料率に基づく)

資料2-4&lt;参考&gt;

所得階層区分	世帯数			
	医療・後期分		介護分(40歳以上)	
0円超 ~ 50万円まで	6,370	53.52%	2,363	58.58%
50万円超 ~ 100万円まで	1,876	15.76%	428	10.61%
100万円超 ~ 150万円まで	1,314	11.04%	370	9.17%
150万円超 ~ 200万円まで	817	6.86%	246	6.10%
200万円超 ~ 250万円まで	486	4.08%	162	4.02%
250万円超 ~ 300万円まで	303	2.55%	128	3.17%
300万円超 ~ 350万円まで	211	1.77%	88	2.18%
350万円超 ~ 400万円まで	137	1.15%	72	1.78%
400万円超 ~ 450万円まで	77	0.65%	36	0.89%
450万円超 ~ 500万円まで	62	0.52%	34	0.84%
500万円超 ~ 550万円まで	49	0.41%	15	0.37%
550万円超 ~ 600万円まで	33	0.28%	13	0.32%
600万円超 ~ 650万円まで	25	0.21%	9	0.22%
650万円超 ~ 700万円まで	20	0.17%	10	0.25%
700万円超 ~ 750万円まで	16	0.13%	7	0.17%
750万円超 ~ 800万円まで	13	0.11%	3	0.07%
800万円超 ~ 850万円まで	11	0.09%	6	0.15%
850万円超 ~ 900万円まで	5	0.04%	3	0.07%
900万円超 ~ 950万円まで	8	0.07%	3	0.07%
950万円超 ~ 1000万円まで	6	0.05%	7	0.17%
1000万円超 ~	64	0.54%	31	0.77%
合計	11,903	100.00%	4,034	100.00%

平成30年10月31日現在

## 2 国民健康保険財政調整基金について

## (1) 基金残高の推移

単位：千円

年 度	年度当初基金残高	取崩額	積立額 (9月補正予算後)	年度末基金残高※
平成 27 年度	986,884	160,000		827,423
平成 28 年度	827,423	130,000		698,141
平成 29 年度	698,141	0		698,789
平成 30 年度 (見込み)	698,789	0	100,112	798,901

※運用利子分の積立額含む

## (2) 基金の活用について

平成 31 年度以降は、保険税の激変緩和措置及び収支補填に充てる。ただし、県が行う激変緩和措置を優先する。

また、県単位化に伴う納付金の財源、財政安定化基金の返済及び保健事業に活用する。

## 3 今後の国民健康保険税について

平成 31 年度納付金算定に係る県の激変緩和措置の一定割合を自然増で設定されたことで、平成 32 年度以降は、平成 31 年度の取扱いを基本に進められていくこととなる。

国民健康保険被保険者は被用者保険への適用拡大や後期高齢者医療制度への移行等により、年々減少する傾向にある一方で、少子高齢化や医療技術の高度化等の影響により一人当たり医療費は増加している。このため、今後、県への納付金が増加していくことが予想される。

射水市においては、平成 30 年度収支見込み等から、今後、財源不足が続くことが懸念されるため、5 年程度（平成 35 年度まで）を目途に、財政調整基金の活用及び保険税の値上げにより収支の均衡を図っていく必要がある。